

令和 3 年度事業計画書

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

せいしんうつみじゅく

公益財団法人 清心内海塾

目次

1. 情勢認識	-----	3
2. 基本方針	-----	3
3. 事業計画	-----	3
3.1 公益目的事業	-----	3
(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業		
(2) 啓発事業		
(3) 助成事業		
(4) 寄附事業		
3.2 収益事業	-----	5
(1) 広告事業		
3.3 法人管理	-----	5
4. 活動内容	-----	5
4.1 公益目的事業	-----	5
(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業		
(2) 啓発事業		
(3) 助成事業		
(4) 寄附事業		
4.2 収益事業	-----	6
(1) 広告事業		
4.3 法人管理	-----	6

1. 情勢認識

就職の機会を得ることは個々人の生活の基盤であり権利である。一方で、青少年、障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他の者（以下「要支援者」という。）には、何らかの理由により働くことができない、または機会の無い人々がまだまだ存在しており、昨年来のコロナ禍の影響で、これらの社会課題は顕在化している。この問題を解決するには働く側の準備と、事業者側等の理解・職場環境の整備の双方の改善が必要である。法の整備も進んできており、この改善に向けたより具体的な支援の仕組みが以前に増して強く求められている。そして、これらの人々の就職の機会が増え就職と就労の継続が実現すれば、これらの人々の生活の安定、福祉の増進に繋がるとともに、日本国の労働力人口減少問題の解決の一つとなり得るものと考えられ、個人及び事業者等の共存型社会の健全化の構築に繋がると考える。

人生100歳を掲げる昨今、障がい者のみならず高齢者等の生き甲斐として参加型イベントやスポーツを通してコミュニティの構築に寄与することが地域社会の共存共栄に繋がるものと考える。

国内外における社会情勢の変化に伴い、要支援者に加え、生き辛さを抱える人々も増えしており、これらの人々を取り巻く生活環境は厳しさが増している。

2. 基本方針

就職、就業継続等で配慮の必要な人々にその機会を提供し、良好な就業環境・生活環境を整える一助となり、元気な日本国の大原動力となることを目指す。

要支援者の活躍の場を増やすことで、生涯にわたる多様な生き方、働き方を支援していく。

広く社会と協働するという観点から企業や個人の皆さんの理解を深め、寄附に対する考え方を醸成し、社会課題の解決の一助とするための寄付や助成の活動を推進する。

3. 事業計画

3.1 公益目的事業

要支援者に対する支援事業

要支援者とは：青少年並びに社会生活及び職業生活について配慮を必要とする障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他の者

(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業

要支援者の就職等を支援するためには、豊富な知識と経験をもとに活動している就職等支援機関*1と人的ネットワークを構築することが重要であり、要支援者のニ

ーズを的確に捉え迅速・柔軟に効果的な支援を行う。

- ・就職等支援機関*1との連携体制作りと求職者登録
- ・事業者等との連携体制作りと求人登録
- ・求職者への職業紹介、就職支援・定着支援
- ・事業者等への雇用助成金申請支援

*1：ハローワーク（公共職業安定所）、高齢・障害・求職者雇用支援機構、教育機関、就労移行支援事業所、地方自治体の就労支援機関、更生保護施設、刑務所、保護司会、コレワーク（矯正就労支援情報センター）など

（2）啓発事業

雇用する側としての事業者が、（1）項の実現に向け整備すべき職場環境や留意すべき人事労務管理等の理解を深めるセミナーや交流会を開催し、就業環境の整備を推進する。一方で、コロナ禍においては、当財団が会員企業の事業所に直接出向いて、ご希望のテーマに応じて行う『出前セミナー』も推進する。

障がい者に対する支援の一つとして、パラスポーツをテーマとして継続的に取り上げる。身近な共生社会の実現という意味で、共に参加するパラスポーツは有効であり、パラスポーツを共に楽しめる環境作りの必要性を呼びかけ、団体・個人レベルでの参加を促す。

刑期終了者並びに犯罪又は家庭内暴力で行き場を失い児童養護施設等の施設に入所している青少年に対して、将来の社会生活・職業生活を円滑に行うための啓発活動を行う。ホームページによる広範囲な啓発活動を行う。

（3）助成事業

助成先とのパートナーシップを通じて、より大きな効果を得られる対象に助成していく。

（1）項対象の求職者が、実際に職を得て継続的に働いていくための有効な助成を行う。

刑期終了者等に対しては、社会復帰に向けての職業訓練等の研修等へ助成していく。

障がい者に対しては、基本となる精神面・肉体面での健康維持を目的としてパラスポーツの普及やイベント等に助成していく。

高齢者に対しては、参加型イベントやスポーツを通して「生き甲斐探し」を目的として、より地域に密着した活動に助成していく。

犯罪被害者等に対しては、犯罪被害者支援団体等の活動に注目して助成していく。

（4）寄附事業（新規事業）

要支援者並びにこれらの者への支援を行う団体及び個人に対して寄附していく。

公益に資する活動に対する寄附及び災害等で支援を必要とする人々や団体等に対して寄附していく。

寄附事業については、内閣府へ新規事業追加の変更認定申請を行い、認定を受けてからの実施とする。

3.2 収益事業

(1) 広告事業

ホームページ、ダイレクトメール、セミナー、交流会・学習会の場を通じて有料バナー広告を募り、その収益を公益活動のために活用することを目的として実施する。

3.3 法人管理

(1) 賛助会員・寄附金の募集

本法人の趣旨、活動内容、意義、成果を広報し、賛同していただける会員及び寄附金を募る。本法人の事業活動を維持・拡大していくために、セミナー、交流会・学習会の場を活用した広報やホームページ、ダイレクトメール、事業所訪問等を通じて本法人の活動を理解していただく。

寄附型自動販売機（飲料水）設置等による寄附金の募集。

(2) 助成先及び寄附先との連携強化

助成先及び寄附先からの情報収集を強化する。

4. 活動内容

4.1 公益目的事業

(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業

- ・就職等支援機関*1との連携を強化し求職者登録を拡大する
- ・事業者等との連携を強化し求人登録を拡大する
- ・受入先企業への定着支援及び指導（教育・セミナー等）を行う
- ・事業者等への雇用助成金申請を支援する

(2) 啓発事業

啓発事業セミナー・交流会を行うと共に、出張セミナーによる啓発活動を開催する。

*セミナー・交流会に関しては、開催時期におけるそれぞれのニーズを検討したうえで決定する、またコロナ感染状況によって変更することもある

- ・出張セミナー（会員企業及び要支援者に受け入れられるセミナーを目指す）
ご希望のテーマに応じて『出前セミナー』を行う

- ・啓発事業セミナー

日程：場所 令和3年6月

目的：コロナ禍での要支援者を含む社員の雇用調整、在宅勤務等の注意点

・啓発事業セミナー

日程：場所 令和3年10月

目的：障がい者体験コーナーを開催し、障がい者への配慮のポイントを学習する

・啓発事業セミナー

日程：目的 令和4年2月

目的：刑期終了者等の採用促進

(3) 助成事業

年間総額 400万円

- | | |
|----------------------------|-------|
| ・刑期終了者等、生活困窮者関係への助成 | 80万円 |
| ・パラスポーツ普及・障がい者に対する啓発事業への助成 | 150万円 |
| ・高齢者関係への助成（イベント・スポーツ等） | 70万円 |
| ・犯罪被害者支援団体等への助成 | 100万円 |

(4) 寄附事業（新規事業）

年間総額 100万円

- ・要支援者並びにこれらの者への支援を行う団体及び個人への寄附
- ・公益に資する活動に対する寄附及び災害等で支援を必要とする人々や団体等への寄附

要支援者とは：青少年並びに社会生活及び職業生活について配慮を必要とする障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他の者

4.2 収益事業

(1) 広告事業

- ・ホームページ、ダイレクトメール、セミナー、交流会・学習会の場を通じて有料バナー広告を募る

4.3 法人管理

(1) 賛助会員・寄附の募集等

- ・新規賛助会員及び寄附の掘り起こし
- ・既存賛助会員とのコミュニケーションを増やし年会費及び口数の拡大を目指す
- ・寄附型自動販売機（飲料水）の設置台数の拡大を目指す

(2) 助成先及び寄附先との連携強化

- ・助成先及び寄附先からの情報収集を強化する

以上